

会議の傍聴要領

長浜市市民自治基本条例策定委員会

長浜市市民自治基本条例策定委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴される場合の手続き

- (1) 長浜市市民自治基本条例策定委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所氏名を記入し、会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により、賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外に退席すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合は、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください

会議の公開について

長浜市市民自治基本条例策定委員会

長浜市情報公開条例（平成 18 年長浜市条例第 17 号）第 27 条に定める附属機関等の会議の公開については、附属機関等の会議の公開等に関する要綱（平成 18 年長浜市告示第 7 号）第 3 条第 1 項に基づいて下記のとおりとする。

記

1 基本方針

- ① 会議は公開を原則とする。
- ② 長浜市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報に該当する情報を取り扱う場合、または会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生ずると認められる場合は、会議を非公開とする。

2 運用基準

- ① 公開・非公開は個々の事案に即して判断する。
- ② 会議録は公開とする。
（ただし、プライバシー・個人名に関する箇所は削除する）

3 傍聴定員

10 名とする。

4 会議の傍聴要領

別紙のとおりとする。